

◎新潟県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 南荷頃線蕨生線
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字蕨生字堂ヶ沢丁 1289 番 2 から同市大字蕨生字大石甲 196 番甲まで
- 3 供用開始の期日 平成 25 年 2 月 19 日